

(アピール宣言文案)

本気で止めよう！高浜原発3・4号機再稼働

核エネルギーは、1945年に原子爆弾として広島と長崎で、絶対悪の大量殺人兵器として、人類の前に現れました。アイゼンハワーアメリカ大統領は、1953年の国連演説で「原子力の平和利用」という名のもとで核エネルギーを発電に利用することを提唱しました。それを受けて日本も原発を導入し、運転して来ました。特に、福井県若狭湾沿岸には15基もの原発が設置されました。当初から、原発は、核兵器と表裏一体であり、本質的に極めて危険で、人間が制御できないものであるという指摘がありました。原爆の被ばく国・日本の国民の多くが原発の設置・運転に反対してきました。しかし、原子力利権共同体は、正義感と倫理観を持つ科学者たちや良識ある国民の声を無視し、国策・産業発展のためと称して、金力と権力を使って若狭など過疎地に原発を推進してきました。

1979年にアメリカでスリーマイル島原発事故が、1986年にソ連（当時）でチェルノブイリ原発事故が起き、2011.3.11に日本でフクシマ原発事故が起きました。3回の大事故を踏まえて、世界の人々は核エネルギーの絶対的危険性を知りました。今では、原発をやめる国が十数カ国に達しました。大多数の日本国民は、使用済み燃料を含む核廃棄物の処理処分の場所もないこと、それに要する管理期間が数十万年と長くその管理コストが計算できないほど高くつくことや、重大事故が起きれば広範囲の住民が避難できないことがわかってきました。

昨年5月21日、福井地方裁判所（樋口英明裁判長）は、「大飯原発3、4号機を運転してはならない」と断じ、今年4月14日には「高浜原発3、4号機の運転差止仮処分決定」を、被告関西電力に言い渡しました。判決の要点は、①「基準地震動は信頼性を失っている」とし、過去に起きた三大事故を踏まえれば、専門家や原子力ムラが安全だと言っても、万が一の事故にそなえることはできないこと、②「新規制基準は緩やかにすぎ、これに適合しても原発の安全性は確保されていない」ことにあります。それは、正しく司法の矜持です。

今日の全国集会に参加した私たちは、大多数の国民と共に、フクシマを二度と繰り返さないために、日本政府および福井県にたいし、福井地裁の判決を遵守し、高浜原発3、4号機の再稼働を本気で止めるように、強く訴えます。

2015年12月5日

福井市西公園にて

高浜原発3・4号機の再稼働を本気で止める！全国集会